

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

警備・消防防災基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本方針に基づき、県および会場地市町は、警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等（以下「関係機関および団体等」という。）と相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

(1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関すること。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関すること。
- ウ 交通整理誘導に関すること。
- エ 関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

(2) 消防防災業務

- ア 火災その他の災害予防に関すること。
- イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導および消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関すること。
- ウ 関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制および臨時組織体制の確立に関すること。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助体制の確立に関すること。
- ウ 発生時の関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

2 実施場所

(1) 県

- ア 国スポおよび障スポ（以下「両大会」という。）における開・閉会式会場および主催する関連イベント会場ならびにその周辺
- イ 国スポにおける県外開催競技の競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺
- ウ 障スポにおける競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺

(2) 会場地市町

- ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設および主催する関連イベント会場ならびにその周辺
- イ 障スポにおける競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺

3 業務内容

(1) 両大会開催前

別記1「両大会準備期間中における実施細目」のとおり

(2) 両大会開催中

別記2「両大会開催期間中における実施細目」のとおり

(3) 障スポにおける連携

上記別記1および別記2の各実施細目に掲げる業務については、県と会場地市町が連携して実施する。

4 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

国スポにおいて広域配宿を行う会場地市町は、当該配宿先を管轄する関係機関および団体等と協議し必要な対策を推進する。

(2) 国スポ・ラグビーフットボール競技およびボウリング競技に係る実施業務

当該競技に係る業務については、県と会場地市町が協議する。

(3) 事件・事故防止対策および防火・防災対策の推進

県および会場地市町は、事件・事故防止対策および防火・防災対策推進のため、関係機関および団体等に諸対策への協力を依頼する。

(4) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「両大会準備期間中における実施細目」

業務内容

県および会場地市町が行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 自主警備業務
 - ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
 - イ 自主警備実施計画の作成
 - ウ 自主警備体制の確立
 - エ 実地踏査の実施
 - オ 通信体制の確立
 - カ 施設および構造物の安全対策の推進
 - キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
 - ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立
- (2) 消防防災業務
 - ア 消防防災実施計画の作成
 - イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立
 - ウ 実地踏査の実施
 - エ 通信体制の確立
 - オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼
 - カ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備および防火安全対策の推進
 - キ 防火・防災意識の啓発活動の推進
 - ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立
- (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務
 - ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
 - イ 情報収集・連絡体制の確立
 - ウ 通信体制の確立
 - エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全確保および避難誘導體制の確立
 - オ 救急・救助体制および医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
 - カ 発生した場合の各種対策の周知

「両大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県実施本部（仮称）に県警備消防防災本部（仮称）を、会場地市町実施本部（仮称）に会場地市町警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 県警備消防防災本部（仮称）は開・閉会式会場および県外競技会場に現地警備消防防災本部（仮称）を、会場地市町警備消防本部（仮称）は必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 県実施本部（仮称）および会場地市町実施本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関および団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行または連携協力する。

2 業務内容

県および会場地市町が行う業務は、以下のとおりとする。また、県は会場地の消防防災活動状況の把握を行う。

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）および施設管理規程に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の案内および誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理および駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関および団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒および初期消火活動
- イ 火災その他の災害情報の収集、伝達および通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼および通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 火災その他の災害発生時における避難経路の確保および両大会に参加する選手・監督、役

員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の避難誘導

ケ 関係機関および団体等との緊密な連携

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集

イ 発生時における両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全確保および避難誘導

ウ 発生時における緊急車両の誘導および通行路の確保

エ 発生時における救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

オ 発生時における通信手段の確保、運用

カ 発生時における関係機関との緊密な連携

キ 発生時における県および市町災害対策本部等との連携（各対策本部等が設置された場合）